

「コムストックローン約款」【コムストックローン・E*トレード】の一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成17年12月5日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から当社所定の<u>方法</u>により申込みがなされ、かつ、審査の結果、適当と認められた場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。延長が認められた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>第6条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産手続開始もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条~第11条 (略)</p> <p>第12条 (個人情報の取扱い)</p> <p><u>1 当社は、本契約にかかるお客様の個人情報を、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。ただし、法令の定めによる場合は、この限りではありません。なお、当社は、お客様の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において証券会社、情報処理会社等に個人情報の取扱いを委託します。</u></p> <p><u>2 お客様は、当社が証券会社から担保有価証券明細および売買約定明細等の与信管理に必要なお客様の個人情報の提供を受けることに同意するものとします。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 契約期間満了日までにお客様から当社所定の<u>コムストックローン契約更新申込書</u>により申込みがなされ、かつ、審査の結果、適当と認められた場合は、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。延長が認められた場合は、その旨をお客様に通知します。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>第6条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1) 支払の停止または破産もしくは再生手続開始その他内外の法令に基づく倒産手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条~第11条 (略)</p> <p>第12条 (秘密保持)</p> <p>当社は、本契約にかかるお客様の情報を理由なく第三者に漏洩いたしません。ただし、<u>証券会社に対する開示についてはこの限りではありません。</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第13条（略）</p> <p>第14条（公示催告等の調査等の免除）</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、<u>除権決定</u>の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第15条～第16条（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 17 年 12 月</p>	<p>第13条（略）</p> <p>第14条（公示催告等の調査等の免除）</p> <p>当社は、担保有価証券にかかる公示催告の申立て、<u>除権判決</u>の確定、担保株券にかかる喪失登録等についての調査および通知はいたしません。</p> <p>第15条～第16条（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成 16 年 12 月</p>